

2025 年 4 月 30 日

株式会社ストラスブルゴ

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2030 年 2 月 28 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

全雇用形態における有給休暇取得率を 65%以上とする

取組内容

- 毎年期初に「有給休暇 5 日間取得促進の案内」を配信する。
- 2025 年 4 月～ 定期的に有給取得状況をモニタリングし、有給 5 日間未取得社員に対し、取得を促すメールを配信する。
- 2025 年 6 月～ 働き方（ワークライフバランス）に関する啓蒙研修コンテンツを配信し、ワークライフバランスの改善を促す。

計画期間を通じて、上記内容に準じた内容の施策を毎年実行し、期末に効果を検証する。